

青梅市避難行動要支援者
全体支援プラン
(全体計画)

平成27年9月

青梅市



目 次

第1章 総則

- 1 青梅市避難行動要支援者全体支援プラン（全体計画） . . . 1
- 2 青梅市避難行動要支援者全体支援プラン（全体計画）の位置づけ . . . 1

第2章 避難行動要支援者に対する支援

- 1 避難支援等関係者 . . . 2
- 2 避難行動要支援者名簿の対象範囲 . . . 2
- 3 避難行動要支援者名簿の作成 . . . 2
- 4 避難行動要支援者名簿に登録する項目 . . . 3
- 5 名簿情報の外部提供に関する同意確認 . . . 3
- 6 避難行動要支援者名簿の提供 . . . 3
 - (1) 平常時における名簿提供 . . . 3
 - (2) 災害発生時における名簿提供 . . . 4
- 7 避難行動要支援者名簿の更新 . . . 4
- 8 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護 . . . 4
- 9 情報伝達体制の整備 . . . 5
 - (1) 避難行動要支援者への情報伝達 . . . 5
 - (2) 要配慮者利用施設への情報伝達 . . . 5
- 10 避難支援等関係者の安全確保 . . . 5

第3章 避難支援体制等の整備

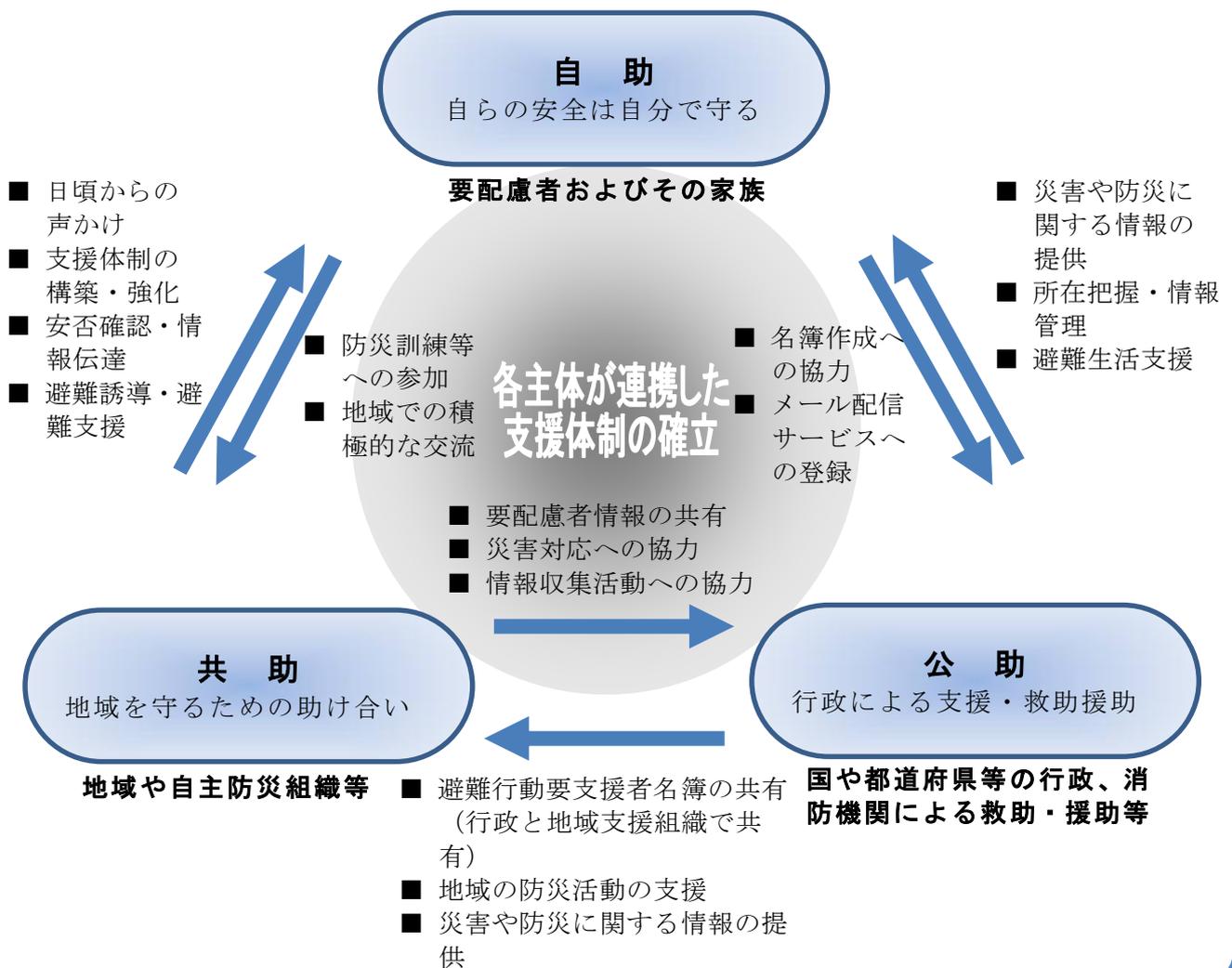
- 1 関係各機関等の役割 . . . 6
 - (1) 青梅市の役割 . . . 6
 - (2) 避難支援等関係者の役割 . . . 6
- 2 避難誘導 . . . 7
- 3 安否確認 . . . 7
- 4 避難所等における要配慮者支援 . . . 7
 - (1) 開設の周知 . . . 7
 - (2) 避難所との連携 . . . 7
 - (3) 優先的支援の実施 . . . 7
 - (4) 避難所および避難所までの避難経路の整備 . . . 7
- 5 二次避難所の確保および災害時における避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結 . . . 7

第4章 計画の推進に向けて

- 1 支援対策連絡会議の設置 . . . 8
- 2 普及啓発 . . . 8
 - (1) 防災の基本責務 . . . 8
 - (2) 地域住民の防災意識の啓発 . . . 8
 - (3) 防災訓練等の実施 . . . 8

(4) 避難行動要支援者およびその家族等の防災意識の啓発	・・・	8
(5) 青梅市民防災ハンドブックの活用	・・・	9
3 さらなる避難行動支援のための取組み	・・・	9
(1) 個別計画	・・・	9
(2) 青梅市の取組み	・・・	10
(3) 避難行動要支援者・避難支援者の取組み	・・・	10
第5章 災害時要援護者への対応		
1 災害時要援護者支援対策	・・・	11
2 避難行動要支援者支援制度への移行	・・・	11
3 災害時要援護登録名簿登録者への同意確認	・・・	12

自助・共助・公助の役割



第1章 総則

1 青梅市避難行動要支援者全体支援プラン（全体計画）

国は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、高齢者や障害者などの要配慮者※1のうち、新たに避難行動要支援者※2にかかる名簿の作成を市町村に義務付けるなど、避難行動要支援者の支援対策の強化を図った。

青梅市避難行動要支援者全体支援プラン（全体計画）は、本市における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害対策基本法にもとづき、避難行動要支援者の支援対策について、基本的な考え方や進め方を示したものである。

※1 要配慮者とは（災害対策基本法第8条第2項第15号）

高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方をいう。

その他の特に配慮が必要な方とは、難病患者、妊産婦、外国人等が想定される。

※2 避難行動要支援者とは（災害対策基本法第49条の10第1項）

要配慮者のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方をいう。

「災害時要援護者」は広く定着してきた用語であるが、災害対策基本法に高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方が「要配慮者」と定義され、今後政府は「要配慮者」の用語を使用するとされたことから、青梅市避難行動要支援者全体計画では「要配慮者」の用語に統一する。

2 青梅市避難行動要支援者全体支援プラン（全体計画）の位置づけ

青梅市避難行動要支援者全体支援プラン（全体計画）は、青梅市地域防災計画における避難行動要支援者への支援対策のうち、避難支援に関する基本的な事項を示したものである。

全体計画は、青梅市地域防災計画の下位計画であり、対象者を避難行動要支援者に焦点をあてて記載する。

第2章 避難行動要支援者に対する支援

1 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、災害対策基本法において「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者」とされている。（災害対策基本法第49条の11第2項）

市における避難支援等関係者は、次のとおり

- ① 青梅警察署
- ② 青梅消防署
- ③ 自主防災組織を基本とした地域支援組織
- ④ 青梅市民生児童委員合同協議会
- ⑤ 青梅市社会福祉協議会
- ⑥ 青梅市自治会連合会
- ⑦ 青梅市消防団



2 避難行動要支援者名簿の対象範囲

避難行動要支援者名簿に登録する対象者は、次に掲げる者とする。

- ① 要介護3から要介護5までの者
- ② 身体障害者手帳1級または2級である者
- ③ 愛の手帳1度または2度である者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級である者
- ⑤ 75歳以上の世帯に属する者
- ⑥ その他、避難の支援が必要であると市長が認める者

※ 上記該当者のうち、施設等の入所者は対象から除く。

3 避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、要配慮者情報の把握が必要である。

市では、災害対策基本法にもとづき要配慮者の情報を以下の要領で集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。（災害対策基本法第49条の10）

- ① 災害対策基本法にもとづき、市関係各課で保有する要介護高齢者や障害者等の要配慮者情報を集約するとともに、避難行動要支援者の要件を設定し「青梅市避難行動要支援者名簿」を作成する。
- ② 緊急連絡先の情報は、名簿情報の外部提供に関する本人等の同意または不同意について確認を行う際などに、可能な範囲で情報を入手し、名簿情報に加える。
- ③ 市が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法にもとづき東京都知事等に対して情報提供を求める。

4 避難行動要支援者名簿に登録する項目

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に関する必要事項および情報を登録する。（災害対策基本法第49条の10第2項）

避難行動要支援者名簿に登録する情報は次のとおり

- ① 氏名
- ② ふりがな
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 住所（居所）
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 対象要件
- ⑧ 特記事項 ※ 避難誘導の際に特に考慮してほしいことなど
- ⑨ 緊急時の連絡先（氏名、ふりがな、続柄、住所、電話番号）



5 名簿情報の外部提供に関する同意確認

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援を推進するため、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供するが、提供するに当たり、市から避難行動要支援者名簿の対象者に対して、災害発生に備え、平常時から避難支援等関係者に名簿の情報を提供することについて、意思確認を行う。

提供に同意された方は、同意者として名簿に管理し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報が提供され、見守り活動や避難支援等が行われる。同意されない方に対しては、名簿作成の趣旨やその重要性についてホームページや広報紙などを通じて継続的な同意に向けた働きかけを進め、災害対策基本法にもとづく避難行動要支援者名簿を活用した支援対策を進める。

6 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に対して、平常時における名簿の提供と災害発生時における名簿の提供を行う。

(1) 平常時における名簿提供

避難行動要支援者名簿のうち、同意者の名簿を、避難支援等関係者に対し次の手順に沿って提供する。

- ① 避難行動要支援者支援制度および避難行動要支援者名簿の説明
- ② 個人情報の取扱いに関する説明
- ③ 避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書の締結
- ④ 避難行動要支援者名簿の提供

作成した同意者の名簿の原本は、市が保管し関係各課で情報を共有する。

また、副本は避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者が保管・管理する。

避難行動要支援者名簿は災害対策基本法にもとづき、避難行動要支援者の避難支援等の実施に必要な限度において、避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために利用する。

(2) 災害発生時における名簿提供

避難行動要支援者名簿は、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合は、避難行動要支援者名簿に登録される本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に提供する場合がある。

7 避難行動要支援者名簿の更新

名簿は、市が年1回4月を基準として、避難行動要支援者の最新の状況を把握して、更新する。また更新にあたっては、主管課である防災課が、市関係部課と連携し、転出・転入、死亡、障害の出現等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行う。

避難行動要支援者名簿を提供している避難支援等関係者に対しても、更新された避難行動要支援者名簿を速やかに提供できる体制を整える。

8 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護

市および避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の共有・提供にあたり、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、適正な情報管理の徹底に努める。

避難行動要支援者名簿は、名簿情報管理者により管理するものとし、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供されるもので、名簿情報の取扱者を限定する。

避難支援等関係者の代表者は、名簿情報の提供に当たり市と名簿情報の提供に関する覚書を締結し、守秘義務の遵守に努める。

避難行動要支援者名簿は、別に作成する管理チェックマニュアルにもとづき、管理徹底を図る。



9 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報にもとづき適切な判断・行動をとることが困難な場合が多く、避難情報等必要な情報を確実に避難行動要支援者本人等に伝達できる情報伝達手段が必要となる。

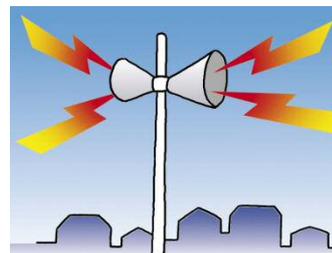
市は、自主防災組織および社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または災害の恐れがある場合、避難行動要支援者および社会福祉施設等の利用者が早めに避難準備および避難ができる早期の情報伝達に努める。

実際には、防災行政無線のほか、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、放送事業者への情報提供、広報車による広報等さまざまな手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用する。

また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

情報伝達手段は以下のとおり

- ① 防災行政無線の活用（防災行政無線電話応答サービス）
- ② 青梅市メール配信サービスの活用
- ③ 緊急速報メールの活用
- ④ 市ホームページの活用
- ⑤ ファクシミリの活用
- ⑥ 放送事業者への情報提供
- ⑦ ケーブルテレビへの情報提供
- ⑧ 広報車・消防団等による広報



(2) 要配慮者利用施設への情報伝達

市は、老人福祉施設や障害者施設などの社会福祉施設に対し、避難行動要支援者の支援体制が速やかに整えられるよう、防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努める。

10 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動であり、避難支援等関係者の安全を確保したうえで実施されることが前提となる。

地域における避難支援等関係者は、自らが担当する避難行動要支援者を全力で助けようとするが、災害の状況によっては助けられない可能性も十分考えられることから、ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の支援者を選定することに考慮し、助けられない可能性を低減することが重要となる。

避難行動要支援者本人およびその家族にも、この点について十分に理解を求める必要がある。

第3章 避難支援体制等の整備

1 関係各機関等の役割

(1) 青梅市の役割

【平常時における役割】

- ① 避難行動要支援者名簿の作成
- ② 避難支援等関係者との覚書の締結および避難行動要支援者名簿の提供
- ③ 避難支援等関係者との連絡および調整
- ④ 全体計画の作成
- ⑤ 避難行動要支援者名簿および個別計画の管理
- ⑥ 登録情報の保護
- ⑦ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発および避難支援訓練の実施
- ⑧ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ⑨ その他、避難行動要支援者支援対策全般（避難準備情報等の情報伝達体制の整備、二次避難所の整備、運営体制の確保・協力等）

【災害時における役割】

- ① 避難準備情報等の発令・伝達
- ② 青梅市地域防災計画にもとづく避難行動要支援者の支援（避難所の開設、二次避難所の開設・運営協力等）

避難行動要支援者支援制度を主管する防災課が中心となり、福祉などを所管する福祉総務課、高齢介護課、障がい者福祉課および自治会活動などを所管する市民活動推進課（以下「関係各課」という。）が連携し、本支援対策に係る相談対応、普及周知および支援などを行うとともに、平常時の業務と係わりの深い避難支援等関係者と本制度の運用にあたり必要な連絡調整を行う。

(2) 避難支援等関係者の役割

【平常時における役割】

- ① 避難支援等関係者間における連携と協力
- ② 避難行動要支援者名簿を活用した平常時からの避難支援
- ③ 避難行動要支援者支援制度の周知、普及および啓発
- ④ 個別計画の作成および管理

【災害時における役割】

- ① 災害情報・避難情報の周知・伝達
- ② 避難支援、安否確認、救出救助

避難支援等関係者が、相互連携のもと協力して実施する。

2 避難誘導

災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導は、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して行う。

避難場所等への避難誘導にあたる支援者は、責任を持って避難所等における受付の手続までを行う。

3 安否確認

市は、関係各課以外にも、様々な機関を含む地域全体からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制の整備を図る。

避難行動要支援者の安否確認については、次のような手段を講じて行う。

- ① 避難行動要支援者名簿
- ② 避難支援者からの報告
- ③ 避難支援等関係者の調査による報告
- ④ その他関係機関の調査による報告



4 避難所等における要配慮者支援

(1) 開設の周知

市は、防災情報にもとづき、早期に避難所の開設を行い、開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所との連携

自主防災組織は、避難所における要配慮者の支援を行うとともに、市および関係団体との情報共有に努める。

(3) 優先的支援の実施

市は、大規模災害時等の避難施設スペースや支援物資等が限られた状況においては、避難支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について、優先的に対応する。

(4) 避難所および避難所までの避難経路の整備

市は、訓練等を通じ地域住民等の協力を得て、要配慮者が安全に避難できるよう避難所までの避難経路の整備について検討する。

5 二次避難所の確保および災害時における避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

市が指定する避難所での対応が困難な事態を想定し、社会福祉施設等との災害時における協力協定の締結を推進し、避難所での生活が困難な高齢者や障害者等に対する二次避難所（福祉避難所）の確保および避難支援を進める。

第4章 計画の推進に向けて

1 支援対策連絡会議の設置

青梅市、青梅警察署、青梅消防署等の代表による支援対策連絡会議を設置して、連絡体制や支援対策について協議する。

2 普及啓発

避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが重要となる。

また、自助・共助・公助の観点に立ち、災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者自身やその家族の日ごろの備え（自助）がその基礎となることを十分に周知することが必要となる。

このため、市は、自主防災組織と地域において連携・協力しながら、次のような防災意識の啓発に努める。

(1) 防災の基本責務

「自らの身は自らが守る」ことを基本理念におき、災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりのために、市および自治の主体である市民・その組織および事業所は、日頃より役割をよく理解し、実行するよう努める。

(2) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、避難行動要支援者の救出や避難誘導に当たって配慮すべき事項などの防災に関する知識について理解を促進するとともに、協働の考え方から、行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を図る。

(3) 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者自身が参加する訓練の実施について積極的な働きかけを行う。

(4) 避難行動要支援者およびその家族等の防災意識の啓発

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日ごろの備えが必要である。また、大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況が想定されるため、必要な備えや避難方法、さらに避難所での生活等について、避難行動要支援者本人およびその家族や避難支援等関係者等に対し周知することが必要となる。

このため、市は、避難行動要支援者への啓発、地域住民への周知と理解促進に努める。周知に当たっては、点字や録音、イラスト、SPコード付きの文書等の利用、簡易な言葉の使用や漢字にはルビを振るなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努める。

(5) 青梅市民防災ハンドブックの活用

市民防災ハンドブックは、市内全戸に配布し、住宅の耐震性確保や家具転倒等防止対策の徹底、家族3日分以上の家庭内備蓄、避難場所の実確認、地域で実施する防災訓練への参加など、平常時における災害に対する日ごろからの自助・共助としての備えの重要性とともに、大規模地震等の自然災害が発生した際に、生命の安全を確保するために迅速にとるべき避難行動や初期消火・救出救助・安否確認といった地域住民による初期応急活動、公助の役割を果たす市の防災体制などの防災関連情報を分かりやすく記載した防災ガイドと、市内の避難場所や土砂災害警戒区域等の位置を記した地図で構成されている。

市民に対して、市民防災ハンドブックにより、自助・共助の役割の確認と、防災意識の向上が図られるよう、地域防災計画の基本理念の一つである「災害に強い人づくり」につなげる。

3 さらなる避難行動支援のための取組み

(1) 個別計画

災害が発生、またはそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難および避難生活の支援を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難するのかを定めた個別の対応方法（個別計画）を作成しておくことが有効である。

個別計画は、避難行動要支援者個々について、避難支援者の氏名・連絡先や、個別訪問等で知り得た避難支援に必要な情報（具体的な身体状況、近隣の知り合いや親戚、避難に必要な用具、持病に必要な薬品等）、本人も知っておくべきこと（一時集合場所、広域避難場所、避難所など）等を事前にまとめた個票となる。

個別計画は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」にもとづく、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として、地域特性や地区の実情などを踏まえ、避難支援等関係者と協議して進める。

個別計画の作成には、災害発生時に避難行動要支援者のもとへ駆け付け、避難支援を行う避難支援者の選定が必要となる。

避難支援者選定時の考え方として、まず避難行動要支援者本人が避難支援者を自ら選定して避難支援をお願いすることを第一とする（自助）が、全ての方が避難支援者を選定することは、避難行動要支援者の対象人数や地域特性もあり困難であることから、この場合、自主防災組織等の地域支援組織の協力を得て、災害時に支援する地域の方々から避難支援者を選定する。（共助）

自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者については、青梅警察署、青梅消防署等の公的機関、介護保険制度関係者、障害者団体、福祉関係者等の様々な機関・団体等と連携し、避難支援者を含めた支援方法を検討する。（公助）

避難支援者とは

災害が発生した場合に避難行動要支援者のもとへ駆け付け、避難支援ができる次の方を想定している。

- 親族
- 地域支援者
 - ・ 自主防災組織を基本とした地域支援組織を構成する各種団体等に属する者
 - ・ 自主防災組織等の地域支援組織が登録者の支援を依頼する近隣の者
 - ・ 登録者が希望する近隣の者
- 民生児童委員
- 社会福祉協議会の関係者
- その他、避難支援が可能な者

避難支援者は、自身の不在や被災することなども考えられることから、可能な限り複数の支援者を決めておくことに考慮する必要がある。

具体的な支援方法については、自主防災組織の役員、民生児童委員、避難支援者等がコーディネーターとして、地域で直接支援に携わるメンバーが協議し、避難行動要支援者本人の意向を尊重しながら、具体的に話し合いを行う。

避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、災害時に避難支援等ができない場合や、事故等が発生しても責任が伴うものではなく、また避難支援に義務が生じるものではない。

(2) 青梅市の取組み

市は、地域における避難支援体制の構築を進めるための環境整備に努める。また、救急医療情報キットやヘルプカード※など、災害時に必要な情報や支援や配慮する内容が明記され、周囲の人が適切に支援できる手段の普及に努める。

ヘルプカードとは

障害のある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。



(3) 避難行動要支援者・避難支援者の取組み

自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者と市が連携し、地域に居住する避難行動要支援者の生活状況等の把握に努め、日頃から、支援者同士、また避難行動要支援者本人・家族との間で連絡を取り合い、発災時の対応について共通の認識のもと、その対応方法についての情報の共有を図る。

避難支援者は、避難行動要支援者との打合せを行うに当たり、調整等を行うコーディネーターとしての役割を担い具体的な支援方法について検討する。

避難施設周辺、避難経路における目標物や危険物、またはそれらの問題点などについて、本人を含めた関係者で話し合い、確認しながら、迅速で的確な避難方法および安否確認の方法について検討しておく必要がある。

第5章 災害時要援護者への対応

1 災害時要援護者支援対策

市では、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」および東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」にもとづき、平成22年2月に青梅市災害時要援護者支援対策実施要綱を制定し、災害時要援護登録名簿の作成や個別支援プランの作成など、地域住民、自治会および関係機関等の御支援・御協力を受け、災害時要援護者に対する支援対策を進めてきた。

平成25年6月の災害対策基本法の改正では、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成や避難行動要支援者に対する支援対策を推進するよう示されたことから、今後、災害時要援護登録制度に登録された方を含めた避難行動要支援者に対する支援を実施するため、本全体計画を制定し、引き続き支援対策を推進する。

2 避難行動要支援者支援制度への移行

避難行動要支援者に対する支援制度は、本全体計画および青梅市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱にもとづき推進する。

- 避難行動要支援者への支援対策の推進
災害対策基本法にもとづき、避難行動要支援者名簿を作成して、災害発生に備えた平常時から支援対策を進める。
- 避難行動要支援者名簿への統合
災害時要援護登録名簿の登録者に対し、避難行動要支援者名簿への名簿登録情報の移行について意思確認を行い、避難行動要支援者名簿への統合を進める。
- 災害時要援護者支援対策の新規名簿登録の受付終了
避難行動要支援者名簿への移行が完了するまで要援護名簿登録者に対する支援を継続するが、移行が完了した時点で、災害時要援護者支援制度は終了する。

避難行動要支援者名簿への移行（イメージ図）



3 災害時要援護登録名簿登録者への同意確認

市では、青梅市災害時要援護者支援対策実施要綱にもとづき、平常時から関係機関に対して『災害時要援護登録名簿』を提供している。

旧制度である災害時要援護登録名簿の登録者は、登録申請時に名簿情報の外部提供について同意を得ているが、災害対策基本法にもとづく避難行動要支援者支援対策への移行に伴い、改めて、避難行動要支援者名簿への名簿情報の移行と、平常時における外部提供についての同意確認を行う。

- ▶ 名簿情報の移行と名簿の外部提供について同意された方は、避難行動要支援者名簿に名簿情報を移行するとともに、「同意者」として名簿に管理し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報が提供され、見守り活動や避難支援等が行われる。
- ▶ 名簿情報の提供について不同意の方は、避難行動要支援者名簿の「不同意者」として名簿に管理されるとともに、避難支援等関係者に対して平常時における名簿情報の提供は行われない。
- ▶ 市では、災害対策基本法にもとづく避難行動要支援者に対する支援対策を推進するため、平常時における名簿情報の提供について意思表示のない方に対し、避難行動要支援者名簿への登録情報の移行について避難支援等関係者等と連携して、継続的な働きかけを進める。

青梅市避難行動要支援者全体支援プラン
(全体計画)

平成27年9月 Ver1

編集発行 青梅市生活安全部防災課

〒198-8701

青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111 (代表)

FAX 0428-22-3508 (代表)